

指 定 （介護予防） 通 所 介 護 契 約 書

社会福祉法人 あんず会
須磨浦の里 デイサービスセンター

様（以下、「利用者」といいます。）
と社会福祉法人あんず会須磨浦の里デイサービスセンター（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、次のとおり契約します。

第 1 条（契約の目的）

事業者は利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条（契約期間）

この契約の契約期間は 令和 年 月 日 から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
契約満了の 2 日前までに利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第 3 条（通所介護計画）

事業者は利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者又はその家族に説明します。

第 4 条（通所介護の提供場所・内容）

- 1 通所介護の提供場所は事業所です。所在地および設備の概要は指定（介護予防）通所介護重要事項説明書のとおりです。
- 2 事業者は第 3 条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。事業者は通所介護の提供にあたり、それについて利用者に説明します。
- 3 利用者がサービス内容の変更を希望する場合、事業者に申し入れることができます。その場合事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第 5 条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者はサービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後 2 年間保管します。

- 2 利用者及びその家族は事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者及びその家族は当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を実費にて受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者はサービスの対価として指定（介護予防）通所介護重要事項説明書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は当月の料金の合計額を請求書に明細を付して翌月16日までに利用者に請求します。
- 3 利用者は当月の料金の合計額を翌月18日までに（_____の方法で）支払います。
- 4 事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合、利用者に対し領収証を発行します。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は事業者に対してサービス提供日の当日の10時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の当日の10時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して重要事項説明書に定める計算方法により、料金を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は利用者の体調不良等の理由により通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者が料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急

な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - ②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

事業者がサービスの提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等連絡が必要になった場合、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または専門医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（連携）

- 1 事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第17条（身体拘束について）

ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私および代理人は社会福祉法人あんず会が、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要性のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ (印)

電話 _____

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所 _____

氏名 _____ (印)

電話 _____

事業者

住所 神戸市須磨区一ノ谷町3丁目3-21

名称 社会福祉法人あんず会 須磨浦の里デイサービスセンター

理事長 鶴崎 隆一

電話 078-732-4165